２０２０（令和２）年度第６回（通算第４７回）理事会（臨時）議事録

一般財団法人国際法学会

１．日　時：2021 年 2 月 21 日（日）　13 時～16 時 40 分

２．場　所：Zoom により実施

３．出席者：

理事 19 名中、18 名

以下の出席者が WEB システム ZOOM により参加した

（代表理事）兼原敦子

（理事）明石欽司

（理事）新井京

（理事）石田淳

（理事）植木俊哉

（理事）小畑郁

（理事）玉田大

（理事）都留康子

（理事）寺谷広司

（理事）西谷祐子

（理事）塚原（西村）弓

（理事）濵本正太郎

（理事）濱本幸也

（理事）古谷修一

（理事）森肇志

（理事）森川幸一

（理事）森田章夫

（理事）山田哲也

（監事）佐野寛

（監事）真山全

（事務局）藤澤巌、堀口健夫、北村朋史

４．議事要旨

開催に先立ち、定款第 29 条 3 項に基づき代表理事が議長となった。定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることができない議長を除く 17 名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事 18 名の過半数（10 名）が出席していることが確認された。つづけて、前回 2020（令和 2）年度 5 回（通算第 46 回）理事会

（臨時）の議事録の確認が行われた。

１）報告事項

１　2022 年度研究大会会場に関する件

山田研究大会運営委員会委員長より、2022 年度研究大会については名古屋での開催を予定しており、コロナの状況をみて 3 月以降作業を進めるとの報告がなされた。

２　エキスパートコメントの掲載に関する件

寺谷エキスパートコメント委員会委員長より、資料に基づき、コメントは年に 10 本ほどのペースで掲載しており、順調に活動を実施しているとの報告がなされた。

３　その他

（１）4 学会国際会議の件

古谷事務局長より、2020 年度アメリカで開催予定だったが延期となっている 4 学会国際会議に関連して、シニア会員の派遣費用の助成を予定していた江草基金に対する対応につき、以下の報告がなされた。助成金申請者の淺田前代表理事より、同基金との関係で 2020 年度内に同会議の開催がないことを示す文書が必要とのご相談があったこと、兼原代表理事を通じてホストのアメリカ国際法学会に連絡をし、2020 年度内の開催はなく、おそらく 2022 年に開催となるとの返答を得たこと、以上の返答を前代表理事にお伝えし基金への対応を依頼したこと、助成金は基金からまだ入金されていなかったため、返金の手続は不要であったこと。

また、古谷事務局長より、同会議の開催が 2022 年となる可能性が高くなったことから、淺田前代表理事と兼原代表理事を同会議に派遣するとの 2019 年度第 4 回（通算第 41 回）理事会の決定は白紙に戻し、シニア会員の派遣については開催が正式に決定した段階で改めて理事会に諮ること、また派遣予定だった報告者 4 名についてはそのまま維持するとの報告がなされた。

（２）ジェサップ国際法模擬裁判大会への協力に係る手続

古谷事務局長より、2 月 14 日に開催されたジェサップ国際法模擬大会に関連して、兼原代表理事に決勝法廷の裁判官の就任の要請があったが、本務校の用務との関係で就任が困難であったことから、国際法学会代表理事指名裁判官として新井理事に担当いただいたとの報告がなされ、新井理事に改めて謝意が表明された。また、代表理事への就任依頼については、当初学生の運営団体から連絡があったが、同大会への協力は学会の公式事業でもあることから、今後はナショナル・アドミニストレーターから依頼いただくよう申し入れを行い、了承を得たとの報告がなされた。

関連して新井理事より、当日の決勝法廷の感想について発言があった。

（３）学術会議からの通知に関する件

兼原代表理事より、理事会や学会事務局と、日本学術会議とのやり取りなどについて、従来そのすべてが理事会で報告されてきたわけではなかったが、前回理事会で学術会議に対する学会の立ち位置を考える機会があったことや、同会議の会員選考等を含めて本学会会員が関心を寄せていることを勘案して、今後は、透明性確保の観点から、原則として理事会で報告を行うとの説明がなされた。そのうえで、学術会議との最近のやり取りとして、事務局より学術団体情報の提供・更新を行ったこと、先方の活動について事務局に関連 URL の通知がなされていることが報告された。

（４）2021 年度研究大会パネル公募の延長の件

小畑研究企画委員会委員長より、2021 年度研究大会につき、期限までにパネル公募への応募がなかったこと、そのため公募期間を 2021 年 3 月 15 日まで延長したこと、その旨を学会ホームページで周知したことが報告された。また理事に対して、情報収集と応募の呼びかけへの協力が要請された

（５）日弁連オンラインセミナーの開催延期の件

新井アウトリーチ委員会委員長より、既に理事会で後援を決定している日弁連のオンラインセミナーについて、緊急事態宣言を受けて、開催を予定していた 1 月 18 日から 3 月 23 日に延期されたとの報告がなされた。

２）議決事項

第 1 号議案　2020 年度第 3 回（通常第 25 回）評議員会（臨時）招集に関する件

古谷事務局長より、2020 年度第 3 回評議委員会招集について提案がなされた。

定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】　定款第 19 条 2 項及び第 20 条 1 項に基づき、2020 年度第 3 回（通算第 25 回）評議員会（臨時）を下記の日時、場所、及び目的で招集する。

開催日時：2021 年（令和 3 年）3 月 13 日（土）10 時より
場所：Zoom による会合

会議の目的、議案の概要
　報告事項
　　1　2021 年度事業計画に関する件

２　2021 年度研究大会に関する件
３　国際法外交雑誌 120 巻特集企画に関する件
４　2021 年度予算に関する件
５　その他

議決事項

第 1 号議案　公益目的支出計画の変更認可申請に関する件
第 2 号議案　その他

第２号議案　2021 年度事業計画に関する件

古谷事務局長より、2021 年度事業計画（案）について提案がなされた。

定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】　次の通り 2021 年度事業計画（案）を承認する。

2021 年度 事業計画（案）
一般財団法人国際法学会定款第 4 条各号に基づく本年度事業計画は以下の通り。

第 1 号 国際公法及び国際私法ならびに国際政治・外交史に関する諸問題の調査研究
１．第 4 号に該当する研究大会における調査研究項目
２．一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第 5 条 2 項に基づく研究情報入手及び整理の事業（国際関係法情報の更新）
３．一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第 8 条 3 項に基づくエキスパートコメント委員会の事業

第 2 号 当法人と目的を同じくする内外諸団体との連絡
１．一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第 7 条 2 項に基づく国際交流活動
4 カ国交流の 2021 年度活動
日韓交流の 2021 年度活動
２．日本弁護士連合会その他団体との今後の協力事業

第 3 号 雑誌及び刊行物の発行
１．機関誌『国際法外交雑誌』年 4 回 発行
（1）第 120 巻 第 1 号
（2）同 第 2 号 第 1 号との合併号として 2021 年 6月 発行予定
（3）同 第 3 号 2021 年 11月 発行予定

（4）同 第4号 2022年1月 発行予定

第4号 研究会、講演会及び講習会の開催
１．年次研究大会（第124年次）の開催
2021年９月６日（月）・７日（火）・８日（水）
朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター
２．上記研究大会における小田滋ICJ判事記念レクチャーシリーズの開催

第５号 その他理事会において必要と認める事業
１．小田滋賞の2021年度事業
２．国際法模擬裁判アジアカップ2021の主催、ジェサップ国際法模擬裁判への協力
３．国際法学会市民講座

第３号議案　2021年度研究大会に関する件

小畑2021年度研究大会開催形態検討作業部会主査より、資料に基づき、研究大会の開催形態に関する作業部会の提案の趣旨について、以下の通り説明がなされた。研究大会開催時における感染状況を予測することは困難だが、オンサイトで開催できる可能性が高いこと、特に小田レクチャーを通じた国際交流という観点からは、研究大会をオンサイトで開催することが重要であること等に鑑み、海外からの招待者が来日できない場合に備えてプログラム案を修正し、また万全の感染対策を講じることを前提として、オンサイトでの開催の準備を進める。ただし、正当な理由でオンサイトでの参加が難しい会員・ゲストがいるであろうことに鑑み、オンサイトでの参加を基本とし、これを促進するための措置を講じつつ、オンサイトとオンラインのハイブリッド方式で研究大会を開催すべく準備を進める。今後の状況によっては、全面オンラインでの開催に切り替えざるを得ない場合も生じうるが、その最終的な決定は2021年6月までに行う。

そのうえで、小畑主査より、以下の提案がなされた。(1)2021年度研究大会は、全面オンライン方式への切り替えの可能性を含みつつ、オンサイト（ハイブリッド）方式で開催することを予定する。ただし、可能で合理的な限りでオンサイトでの参加を呼びかけ、オンサイト参加者の多数確保に最大限努める。(2)大会レジュメ（集）はオンデマンド配布とする。(3)意向投票による意見聴取は郵便投票で行う。(4)小田レクチャー・セッションは夕方に移動する。(5)会員総会・懇親会は、大会プログラムに組み込まない。(6)2021 年度研究大会の準備においては、作業部会について若干のメンバーの組み替えを行った上で、これをハイブリッド型での開催に必要な準備作業の検討および指揮をする組織として位置づけ、関係する委員会が実作業を実施する体制とする。

山田研究大会運営委員会委員長及び作業部会メンバーより、オンサイトでの開催のために講じる感染対策等について補足説明がなされた。

(1)の提案に関連して、兼原代表理事より、開催形態は5月に開催される理事会で決定するとの修正案が示され、了承された。また理事より、オンサイトでの参加を促す方法につき質問がなされ、小畑主査から、予定している対策の説明と今後さらに対策を詰めていく旨の回答がなされた。(2)の提案に関連して、兼原代表理事より、大会参加費はレジュメ集に紐付けられておらず、オンデマンド配信としても参加費の徴収の根拠は失われないとの認識が示され、会計部長らにより確認された。(3)の提案に関連して、理事より、とくに意向投票の際に参考に供する資料においては、個人情報保護のための対策が必要である、郵便投票への切り替えには理事の選任に関する規程の改正が必要であるとの見解が示され、兼原代表理事らより、十分な対策を講じ、必要な手続を経る旨の回答がなされた。(5)の提案に関連して、理事より、会員総会は大会プログラムに組み込むのが望ましくかつ本日のプログラム案からみて可能ではないか、委員会の開催は必要か等の見解が示され、小畑主査から、会員総会については提案を修正し、委員会の開催の要否およびその時間帯等と合わせて継続的に検討する旨の回答がなされた。また(6)の提案に関連して、兼原代表理事らより、検討作業部会の任務を提案のとおりハイブリッド型での開催に必要な準備作業の検討および指揮をする組織として再定義し、任期は任務の遂行との関連で判断が可能となった時期に決定する、メンバーはホームページ委員会から新たに1名参加いただくこととし、その他の必要な連携は小畑主査の指揮に応じて各委員会、事務局が協働することによって作業を実施するとの提案が示され、了承された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

・2021年度研究大会は、全面オンライン方式への切り替えの可能性を含みつつ、オンサイト（ハイブリッド）方式で開催することを予定する。ただし、可能で合理的な限りでオンサイトでの参加を呼びかけ、オンサイト参加者の多数確保に最大限努める。開催形態の決定は、2021年5月に開催される理事会で行う。

・大会レジュメ（集）はオンデマンド配布とする。

・意向投票による意見聴取は郵便投票で行う。

・小田レクチャー・セッションは夕方に移動する。

・懇親会は、大会プログラムに組み込まない。

・2021年度研究大会の準備においては、作業部会にホームページ委員会より新たに1名の参加を得た上で、これをハイブリッド型での開催に必要な準備作業の検討および指揮をする組織として位置づけ、関係する委員会と事務局は作業部会の指揮に応じて協働し、必要な連携を図る。作業部会の任期は、任務の遂行との関連で判断が可能となった時期に決定する。

第４号議案　2021 年度研究大会企画に関する件

第 3 号議案とまとめて、提案、審議、議決されたため、上に同じ。

第 5 号議案　国際法外交雑誌第 119 巻・第 120 巻の編集状況に関する件

まず兼原代表理事より、前回理事会議事録にそって、国際法外交雑誌第 120 巻特集号（第 1 号・2 号の合併号）に関して、以下の合意、了解があったことが確認された。学会誌の質の確保のため実質的な審査が必要であること、その審査は雑誌編集委員会が実施する執筆支援と相互に排他的なものではなく、審査と執筆支援の双方を行うこと、今回のような特集号の依頼原稿については、審査規程に該当する記載がないことに鑑み、審査の根拠を明確にし、確実な実施を図るため、雑誌編集委員会において、審査規程における位置づけを明らかにすること。

つづけて濵本雑誌編集委員会委員長より、資料に基づき、国際法外交雑誌第 119 巻・第 120 巻の各号の編集状況について説明がなされた。第 120 巻特集号の原稿については、審査規程 4 条の依頼原稿として扱い、正式な査読は実施しないが、雑誌編集委員会において最低 3 名によって内容にもコメントするとの説明があった。さらに、この点に関する兼原代表理事らの質問を受けて、雑誌編集委員会としてはできるだけ内容の改善を働きかけるが、場合によっては掲載を認めない可能性もあるとの説明がなされた。理事会としては学会誌の質の確保が最大の関心事であり、場合によってはやむを得ず不掲載もありうるように、厳格な審査が適切であることが確認された。また濵本委員長より、判例研究の扱い等、残されている検討事項についても説明があった。

定款 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】　国際法外交雑誌 119 巻の編集および、第 120 巻特集号については、とくに理事会での議論をふまえて、国際法外交雑誌の質の確保に必要な審査を実施することを含むその編集を、雑誌編集委員会が実施する。

第 6 号議案　国際法外交雑誌・執筆要領の改正に関する件

濵本雑誌編集委員会委員長より、資料に基づき、国際法学会執筆要領の改正について説明がなされた。同執筆要領の改正は本理事会の議決事項ではないが、実際上の重要性に鑑みて本理事会で議論を行うこととした。同委員長より、具体的な改正箇所について、改正理由とともに詳しく説明が行われた。特に Yearbook の年数の表記方法について、複数の理事から様々な意見があり、議論が行われた。同執筆要領の改正については、本理事会での意見や議論もふまえて、雑誌編集委員会で最終的に決定することが確認された。

【議決事項】　なし

第 7 号議案　小田滋賞に関する件

森国際関係法教育委員会委員長より、資料に基づき、小田滋賞のスケジュール変更に伴って生じた検討課題について、従来の研究大会の形態を前提とした方針の提案がなされ、授賞式は総会の中で行うこと、式はできるだけ簡素化すること、受賞者の交通費・宿泊費等の支給にあたり会員か否かで区別しないこと、交通費については自宅から研究大会会場までの実費（領収書に基づく）を支給すること、宿泊費については 1 泊分の実費を支給すること、研究大会参加費及び懇親会参加費は支給あるいは免除すること、が説明された。

上記提案に関連して、会計部長より、参加費は支給でも免除でも会計上対応できること、会員委員会委員長より、ニューズレターの活用については国際関係教育委員会の判断に対応可能であるとの発言があった。また非会員に対する傍聴料に関する質問に対して、森委員長より、非会員に対しても傍聴料を徴収しない趣旨との補足説明があった。前国際関係法教育委員会委員長から、提案への支持と謝意が表明された。また研究大会運営委員会委員長より、総会が 2 日目であることから生じる検討課題について指摘があった。

以上の議論をふまえて、兼原代表理事より、2021 年度の対応については、2021 年度研究大会開催形態検討作業部会の統括の下で、国際関係法教育委員会でさらに検討し、次回理事会にて文書で案を提出するよう提案し、森委員長の了承を得た。

定款 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】　小田滋賞の授賞式に関する 2021 年度の対応については、2021 年度研究大会形態検討作業部会の統括の下、国際関係法教育委員会で引き続き検討を行い、次回理事会で案を審議する。

第 8 号議案　2021 年度予算に関する件

植木会計部長より、資料に基づき、2021 年度収支予算案が説明された。4 学会国際会議に派遣されるシニア会員の交通費を計上しており、同会議が再延期になれば翌年度に繰り越しとなること、公益目的計画変更に必要な弁護士費用も業務委託費用として計上していること、意向投票を郵便で実施する場合の予算も準備できていること、研究大会の大会運営についても予算上柔軟に対応できることなどについて、特に説明があった。

定款 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】　2021 年度収支予算案を原案通り承認する。

第 9 号議案　新入会の承認に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、新たに5名（一般会員4名、学生会員1名）の入会を認めることが提案された。また、昨年11月に会員1名が逝去されたこと、また新たに5名の退会希望者があったとの説明があった。そのうえで、2021年2月8日時点の会員総数は864名であり、今回の新入会員5名の承認により869名となるが、今回の退会希望者5名と前回理事会までに既に議決されている退会希望者 5 名が年度末に退会の扱いとなるため、2021年3月31日の時点では859名となる予定であるとの説明があった。

併せて事務局長より、上記新入会員のうち1名については、2019年度に会費未納で強制退会となっていた者の再入会であること、また復会の手続がないため改めて通常の入会手続をとったとの説明がなされた。この点に関連して、理事より、強制退会者あるいはその候補者の従来の扱いについて、説明と課題の指摘があった。兼原代表理事より、今回の該当の入会者については、他の退会者の扱いとのバランスや、学会支援機構の関与などを考慮して上記の取り扱いとしたこと、並びに、強制退会者の取り扱いのあり方については、今後必要に応じて事務局で検討を行うとの説明がなされた。

また理事より、国際法外交雑誌 120 巻特集号の執筆予定者が新規入会者に含まれていることから、執筆依頼との関係について経緯の質問があった。これに対して、濵本雑誌編集委員会委員長より、該当の新規入会者には執筆依頼の際にお誘いし入会いただいたとの経緯の説明があった。また関連して古谷事務局長より、同特集号の別の執筆予定者1名より、2月18日に入会希望の申込があり、次回の理事会で承認を審議する予定だが、執筆依頼との関係上、問題はないとの説明があった。

定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により、以下の通り議決された。

【議決事項】　会員の異動（新入退会等）
新入会員＝5名（一般会員＝4名、学生会員＝1名）
退会希望会員＝5名
新入会員入会後の会員数
869名（一般775名、学生47名、名誉41名、特別3名、終身1名、維持2件）

第10号議題　その他
なし

以上をもって議案の審議が終了したので、16時40分に本理事会を閉会した。

以上